



ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会
〒380-8710
長野市立町978-2 労済会館内
TEL026-232-6667 FAX026-232-6672
E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp
http://www.lsc-nagano.or.jp
発行人 中山 千弘
編集人 三好 雅彦

第301号2017年3月3日

労働者自主福祉運動及び連携協同活動の地域展開を目指して!

～2016年度構成団体合同研修会開催～

1月17日(火)、千曲市・上山田温泉において、構成団体合同研修会を開催しました。今回は(社)埼玉県労働者福祉協議会より永田専務理事をお招きし、講演をいただき、その後「各構成団体が連携・協同に向けてどのような役割を發揮して行くか」「労働者自主福祉運動及び連携協同活動の地域展開を目指して」をテーマに意見交換を中心に実施しました。



挨拶をする中山理事長

研修会冒頭、中山理事長より「本日は現在までの『連携・協同実務者会議』論議や12月に開催した『みらい・あんしん学校』の反省・課題を踏まえ、今後の地区労福協活動をどのように活性化させていくことができるか、活発な論議をお願いしたい。また、若い人たちへどのように労福協活動を伝え・継承していくために、労働団体と福祉事業団体がさらに連携を密にして取り組みたい。」と挨拶がなされました。

永田専務理事による講演では、埼玉県労福協が取り組んでいる、構成団体・地域労福協間の連携のみならず、ネットワークS.A.I.T.A.M.A.21運動、フードバンク埼玉等の異業種・他団体との連携活動が紹介され、特に、福島原発事故に伴う広域避難者を対象とした復興支援事業を行うことで、マスコミにも

取り上げられ、労福協の存在が広く世間に認知された事例の紹介がありました。第2部では、今年度の第24回労働者福祉学校を「はたらく人の「みらい・あんしん」学校と親しみやすい名称に変え、動員型から参加型のセミナーとして実施した内容の評価と課題について、根橋連携・協同検討委員会委員長の司会で活発な意見交換が行われました。

主な意見及び提案は

- ・初年度の取り組みとしては成功と考える。課題を整理して、次年度以降も続けて行くことが大切。
- ・人・金が限られた中でどのようにして地域に落としていくか、十分な検討が必要である。当面は県労福協主体で開催しながらノウハウを蓄積し、地区労福協主催で開催できるように検討していく。
- ・メディア媒体を有効活用して、多くの方に参加を促すことが必要である。また今回の募



意見交換会で司会を務める根橋委員長

今回の募



構成団体合同研修会の様子

集チラシでは、一般者の興味を引くには難しい。周知期間を含めチラシ内容等宣伝方法を再検討する必要がある。

- ・昨年作成した、みらい・あんしんプランのパンフレットや今回のセミナーテキストを労福協活動の推進に利用していく。など



講演をする埼玉県労福協永田専務理事

また、永田講師からは、「労福協活動を継続して進めていくためには、収益事業の必要性を検討してみてもどうか」と検討課題を提起頂きました。

2017年新春交歓会開催! 連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会を目指して

1月6日(金)、長野市・ホテルメルパルク長野において、県労福協構成団体による実行委員会主催の新春交歓会が、来賓57名を含む約250名が出席し賑やかに開催されました。



主催者を代表して挨拶する中山理事長

各構成団体代表者が登壇し、中山理事長が主催者を代表して挨拶を行いました。「東日本大震災から6回目の冬を迎えました。13万人以上の方が、慣れ親しんだ土地を離れて避難生活を強いられており、長野県にも800人以上の方が避難生活を余儀なくされています。一日も早く穏やかな生活を取り戻せることを心よりご祈念申し上げます。また、2014年には長野県内

でも、2月の豪雪・南木曾の土石流・御嶽山の噴火・神城断層地震と災害が続けて発生しました。更に昨年の熊本地震など、多くの自然災害の被災者に対してお見舞い申し上げます。いつ何処で発生するか分からない自然災害に対して、予防行動をとっていくようではありませんか。

さて、結論を先に申しあげますが、2017年は、私たち勤労者が心合わせから力合わせをする時が来た、行動を起こす時が来た、と申し上げたいと思います。お任せ民主主義と決別し、生活者・勤労者のための政治、経済、社会福祉が実行される社会を築いていくために行動して行かなければならないと考えます。何故ならば、経済最先の社会は自分さえ良ければいい、他人のことはかまっていられない、弱いのはその人の責任というまさに弱肉強食の世界に向かっているのではないのでしょうか。このままでは益々格差が拡大し、貧困の固定化が進行してしまいます。不条理に立ち向かうのは私たちです。

世界的に見ても潮目が変わりつつあると思います。一国主義・保護主義のトランプ大統領の誕生、イギリスのEU離脱、そ

してヨーロッパの移民排斥に代表される右傾化問題など、不透明感・不確実性が世界を覆っています。

今こそ、寛容・包摂の溢れる社会をつくる必要があります。私たちの子や孫のために、協調性・信頼関係の溢れる、ソーシャルキャピタル機能の充実した地域社会を目指して行くことではありませんか」と決意を述べました。

続いてご来賓を代表して、阿部長野県知事より「この間、労福協の皆様には日頃より、長野県政にご協力いただき大変感謝申し上げます。長野県は昨年、様々なイベントが目白押しで1年でした。今年も、1月〜2月の銀嶺国体や、夏には、世界級リゾートへ、ようこそ!信州デスティネーションキャンペーンなどのイベントを開催する予定です。

長野県では働き方改革・暮らし改革、そして、女性の活躍する社会を目指し取組みを始めました。人口減少の中、全ての県民の皆様の目線で、新しい働き方・暮らし方をつくって行きたいと考えています。

また、しあわせ信州創造プランは今年で5年目を迎える総仕上げの年となります。従って、本年は、新たな5ヶ年計画をつくっていききたいと思えます。県民全体の夢や希望を集めた計画を目指して行きますので、



挨拶する阿部長野県知事

ていききたいと思えます。県民全体の夢や希望を集めた計画を目指して行きますので、

「ご協力をお願いしたい」と挨拶をいただきました。



乾杯の音頭を取る岡崎長野労働局長

UPI! 2016 良くしよう みんなの暮らし 生活向上・福祉強化キャンペーン

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を! 賛同人募集中

今や大学生の2人に1人が、何らかの「奨学金」を利用しています。卒業と同時に数百万円の借金を背負い「返したくても返せない」人たちが年々増加しています。このままでは、奨学金返済(借金)の重荷で、結婚や出産、子育ても困難になり、少子化・人口減を更に加速しかねません。未来を担う若者を社会全体で支え、持続可能な社会にするため、1日も早い給付型奨学金制度の実現と教育費負担の軽減を求めて声をあげましょう!

奨学金借入れ額 平均 312.9万円

毎月の返還額 平均 17,206円

返還期間 平均 14.1年

みんなで声をあげよう! 2016 生活向上・福祉強化キャンペーン 中央労福協

連合長野 第29回地方委員会を開催



挨拶する中山会長

連合長野は、1月20日(金)、長野県松本文化会館において、2017年春季生活闘争方針を決定する「第29回地方委員会」を開催しました。地方委員・女性特別地方委員・地協特別地方委員、傍聴者、執行部など約91名(男性74名、女性17名、女性参画率18・7%)の出席のもと、活動経過報告、地協運動方針報告、春季生活闘争方針が提案され、多くの地方委員から、方針や運動課題に対する前向きな要望や意見が発言された後、満場一致にて議案を採択しました。

冒頭、中山会長は挨拶で、世界経済の不確実性、雇用状況、賃金美態等の社会情勢に触れ、「経済の自律的成長には、『底上げ・底支え』『格差是正』の実現が必要。個人消費を促すとともに、将来不安の払拭のためにも月例賃金にこだわった闘争を力強く進め、クラシノソコアゲの実現をめざしていく。長時間労働是正を始めとした働き方改革について労使協議の定期定例化を求め、働く者労働者の立場でしっかりと関わっていく。2017年春季生活闘争は、労働組合が社会・経済の問題解決をはかる『けん引役』を果たす闘争である」と決意を力強く述べました。

その後、根橋事務局長より、春闘61年の歴史を振り返り、今次闘争が大きな分水嶺になる重要な闘いとの位置付けのも

と、第1号議案「2017年春季生活闘争方針(案)」が提案されました。2017闘争方針のポイントは、「①賃金要求額は長野県内の39,931名の個別賃金調査より実態値にこだわり、賃上げ要求の目安額は10,500円(賃金カーブ維持相当分4,500円+賃上げ率2%5,000円+格差是正分1,000円)以上、②インターバル規制(11時間)の導入など、ワークライフバランスの推進、働く者が主役の働き方改革推進、③すべての働く者の生活改善、格差是正に向けた政策・制度実現の取り組み、④すべての組織における労使協議の定期・定例開催の確認」です。

今次闘争は、中小・非正規で働く労働者に光を当て、月例賃金にこだわった賃金引き上げを求めるとともに働き方改革に取り組み、クラシノソコアゲ応援団RENGOキャンペーンを両輪として、連合長野・構成組織・加盟単組・地域協議会・組合員のヨコの拡がりタテの深掘りを意識した運動を展開します。



力強い団結ガランにて闘争スタート

連合長野は、『底上げ』『底支え』『格差是正』でクラシノソコアゲを「長時間労働是正でハッピーライフの実現を」スローガンに、すべての働く者・労働者の暮らしの底上げに全力で取り組んでいきます。

賃上げ・最賃で、地域の活性化。憲法いかし、守れ!平和といのち



挨拶する細尾議長

賃上げ・最賃で、地域の活性化。憲法いかし、守れ!平和といのち。をスローガンに2017年春季生活闘争をかけた正念場のたたかいがスタートしました。

県労連は、一月十四日(土)に高校教育会館で第三十六回評議員会を開催し、2017年春季闘争方針を決めました。細尾議長は、冒頭のあいさつで、今春闘における県労連としての3つの力点について提起がありました。一つ目は賃金の大幅賃上げ・底上げをめざすとくみについて「8時間普通に働けば、人間らしい生活ができる賃金でなくてはならない。生計費原則を基礎にベースアップにこだわり春闘らしい春闘を展開しよう」と述べ、「昨年から全国で取り組んでいる最賃アクションを連動させ、すべての働く仲間の暮らしを改善する社会的な賃金闘争の流れをつくらう」と呼びかけました。

二つ目は「アベ働き方改革」

対峙する取り組み。同一労働同一賃金や長時間労働の是正など聞こえのいい言葉を連発するが、その本質は労働政策を新自由主義グローバルズム経済に従属させ、雇用のさらなる流動化を図るもの。自立的な働き方という誤魔化して労働者を分断し、非正規労働者と長時間サービス残業をさらに拡大しようというもの。こうした本質を暴露し、攻勢的な反撃を構築しよう。

三つ目は安倍政権の改憲策動と戦争する国づくりを許さない取り組み。安倍首相の9条改憲の執念が勝るのか、野党共闘と市民の共同がそれを凌駕するのか、国のあり方の根幹とわたしたちの暮らしの未来をかけた闘いがかまっています。扇の要は野党共闘。今年には憲法の施行70年になるが、侵略戦争と植民地支配。戦前の政治体制と決別して再出発を誓った国民の思いが息つき、根付く国民本位の暮らし・政治・経済を取り戻すため頑張ろうと呼びかけました。

討論では十人の評議員から発言がありました。非正規の待遇改善も含め、仲間を増やしながら頑張る決意が述べられました。過労死問題、長時間労働改善の困難さなど率直な悩みや、争議等の発言もありました。

平和の課題、共謀罪に反対する取り組みについての発言もありました。

今年も、JMITUの第一次リリースには多くの仲間が支援、医労連の統一行動でのストライキにも呼応して、全ての地域・職場で行動に立ち上げる事も確認していました。

地方消費者フォーラム

開催報告

関東ブロック

平成29年2月9日、長野市のホテルメトロポリタン長野で「地方消費者フォーラム」が開催されました（主催：関東ブロック実行委員会、消費者庁）。

7回目の開催となる今年度は、安全・安心な消費者市民社会に向けて「もっとつながろう地域から」をメインテーマとして、多様な団体の事例報告を紹介しました。高齢者等の被害防止をはじめ、消費生活サポーターの活動など様々な消費者の問題解決に向けて地域や多様な団体の連携、協働が一層重要になっていくなか、フォーラムではその輪をさらに広げ、深めていくために参加者同士の学び合いを実践につなげていききっかけの場としました。当日は、関東各地から253名が参加、講演や実践報告に耳を傾け、その後の分散交流会では活発な意見交換が行われました。

【テーマ】

もっとつながろう地域から
～安全・安心な消費者市民社会に向けて～

【日時】 平成29年2月9日(木) 10:30～15:30

【会場】 ホテルメトロポリタン長野
(長野市南石堂町1346)

時間	内容
10:30	開会挨拶 実行委員長 長野県消費者団体連絡協議会 会長 鶴飼 照喜
10:35	消費者庁挨拶 内閣府大臣政務官 務台 俊介
10:50	長野県挨拶 長野県県民文化部 部長 青木 弘氏
11:00	基調講演「高齢者の消費者被害防止 ～地域福祉の現場から考える～」 講師：あい権利擁護支援ネット 理事 池田 恵利子氏
12:30 ～13:55	行政・団体からの取組実践報告 報告① 岡谷市消費生活センターにおける福祉との連携 岡谷市消費生活センター 相談員 田村 みどり氏 報告② 消費生活サポーターの受け皿づくりと地域活動 消費者安全ネットいちかわ 消費生活サポーター 毛利 憲昭氏 報告③ 新潟県における消費生活サポーターの活動 NPO法人新潟県消費者協会 会長 長谷川 かよ子氏 事務局長 高杉 陽子氏 報告④ 埼玉県から委託を受けてすすめる地域見守り推進事業 適格消費者団体NPO法人埼玉消費者被害をなくす会 理事 今野 嘉久氏 報告⑤ 水戸市安心安全見守り隊の取組み 水戸市高齢福祉課地域支援センター 成田 拓生氏
14:00	分散交流会（グループ討議）
15:05 ～15:20	グループ発表 消費者庁講評 消費者庁審議官 吉井 巧
15:30	閉会挨拶 副実行委員長 長野県生活協同組合連合会 専務理事 牛澤 高志



長野県消費者団体連絡協議会
会長 鶴飼 照喜



内閣府大臣政務官
務台 俊介



長野県県民文化部
部長 青木 弘氏



あい権利擁護支援ネット
理事 池田 恵利子氏



岡谷市消費生活センター
相談員 田村 みどり氏



消費者安全ネットいちかわ
消費生活サポーター
毛利 憲昭氏



NPO法人新潟県消費者協会
会長 長谷川 かよ子氏



NPO法人新潟県消費者協会
事務局長 高杉 陽子氏



適格消費者団体NPO法人
埼玉消費者被害をなくす会
理事 今野 嘉久氏



水戸市高齢福祉課地域支援センター
成田 拓生氏



消費者庁
審議官 吉井 巧



長野県生活協同組合連合会
専務理事 牛澤 高志



分散交流会(グループ討議)の様子



分散交流会・グループ発表代表者



会場の様子

長野県労働金庫からのお知らせ

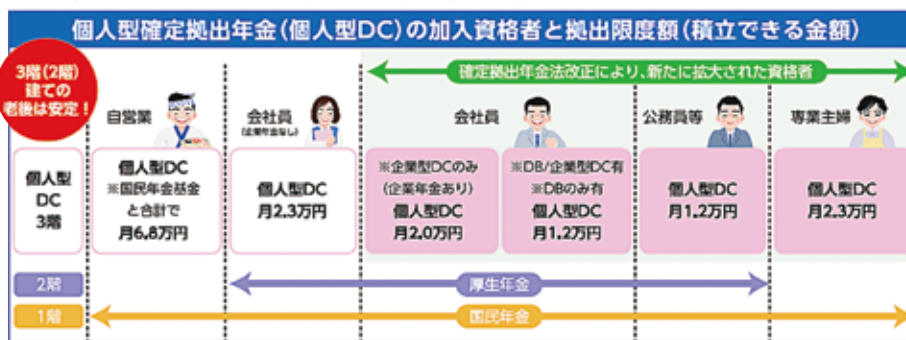
知っておこう！個人型確定拠出年金

【個人型確定拠出年金とは】

個人型確定拠出年金とは加入者自らが掛金や運用商品を決められる「自分で育てる年金」です。お金を「拠出する時」「運用する時」「受け取る時」の3つの段階での税制優遇があり、節税メリットを受けながら老後資産づくりができる私的年金制度です。これまでは自営業者などの第1号被保険者と、第2号被保険者のうち企業年金のない会社員だけが加入可能でしたが、本年1月より加入対象者が大幅に拡充され企業年金のある会社員も、公務員も、専業主婦の方も含め原則すべての現役世代が加入できるようになりました。個人型確定拠出年金の特徴である3段階での税制優遇については、①拠出した掛金全額が「所得控除」の対象となるため、所得税と住民税の節税に繋がります。②運用時の運用益は全て非課税となります。③年金として受け取る場合は公的年金控除の対象となり一時金での受け取りの場合は退職所得控除の対象となります。このような非常に大きな税制メリットがある一方、原則60歳まで積み立てしているお金を引き出すことが

出来ない点や口座管理費などの手数料が掛かる点などは、加入に際してしっかりと確認しておきましょう。

●ご加入いただける方(2017年1月より)



※企業型DC加入者が個人型DCに加入するためには「マッチング拠出を行わないこと」「個人型DCへの加入について企業型DC規約に定めがあること」が条件になり、この場合の企業型DCの拠出限度額は個人型DCの拠出限度額分を減額されます。
 ※老後資金としての役割のため、確定拠出年金は原則60歳迄途中の「引き出し」「脱退」はできません。60歳時点で通算加入者期間が10年に満たない場合は、段階的に最高65歳まで受取りを開始できる年齢が繰り下がります。
 ※DBとは確定給付企業年金のことです。

【老後資産形成について】

今後、公的年金だけでは、老後生活が厳しい状況のなかで、自助努力による老後資産形成はこれから更に重要性を増してきます。老後資産の形成においては、共済や個人年金保険、財形年金等さまざまありますが、本年1月から個人型確定拠出年金も老後資産形成の1つとして多くの方が利用できるようになりました。それぞれの制度のメリットデメリットを理解し、色々な制度をうまく組み合わせることが老後の資産形成において重要となってきます。

iDeCo 3つの税制優遇

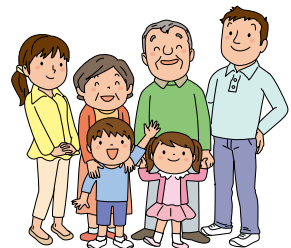
掛金が全額所得控除されます
 例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円の節税効果となります。

運用益も非課税で再投資されます
 通常、金融商品の運用益には税金(源泉分離課税20.315%)がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です*。
*株主優待は別途1.17%の特別法人税がかかりますが、繰り立て期間中は課税されません。

受け取る時も税制優遇措置があります
 一時金は「退職所得控除」、年金は「公的年金等控除」という大きな控除が受けられます。

ご加入時の留意点

- 資産の運用は加入者ご自身が行い、受け取る額は運用成績により変動します(元本を保障する運用商品もあります)
- 原則60歳まで引出しできません
- 口座管理手数料などがかかります



2017年度長野県勤労者体育大会 県大会のお知らせ!

2017年度は下記のとおり実施しますので、皆様のご参加をお待ちしております。

競技種目	日程	開催場所
テニス(男・女)	10月21日(土)	長野運動公園「テニスコート」(長野市東和田)
バドミントン(男・女)	10月28日(土)	ホワイトリング「サブアリーナ」(長野市真島総合スポーツアリーナ)
バレーボール(男・女)	10月28日(土)	ホワイトリング「メインアリーナ」(長野市真島総合スポーツアリーナ)
野球	11月11日(土)	長野オリンピックスタジアム・長野運動公園「県営球場」
	11月12日(日)	長野オリンピックスタジアム

「特殊詐欺、ひとつとじゃない!」

長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課提供

平成28年の特殊詐欺被害件数は、広報啓発と水際対策の浸透により昨年比-82件となりましたが、平成26年と比較すると25件多く、また2年連続で200件を超えており、5億円近い被害が発生しています。

手口はますます巧妙化していきます。特殊詐欺に対する知識を身に付けるとともに心構えをし、万全な対策を取ってください!

長野県内認知件数 (平成28年12月末暫定値 長野県警察調べ)

○被害額 **4億8,952万円**
(前年比-3億1,609万円)

- ・全体の件数が3割ほど減少している中、還付金等詐欺のみ増加。
- ・1件あたりの被害額は約228万円で、前年より約43万円減少しており、金額の小口化が顕著となっている。
- ・28市町村(前年比-19)で被害が認知されており、10件以上被害があったのは、長野市が49件、松本市42件、上田市21件、佐久市12件、千曲市12件となっている。

○阻止状況

阻止件数 355件 (前年比+25件)

阻止金額 4億9,535万円 (前年比-2億6,593万円)

- ・未然防止者は、金融機関職員が143件、家族が83件、コンビニ従業員が58件でした。

	平成28年	前年比
特殊詐欺(合計)	215件	-82件
オレオレ詐欺	84件	-35件
架空請求詐欺	65件	-32件
還付金等詐欺	46件	+1件



- 長野県では、働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクト～「俺の恩返し!」プロジェクト～を展開中!
- 高齢者だけでは被害を防ぎきれません。子・孫世代が守ってください!あなたの家族の笑顔と財産を守るのはあなただけです!

犯人は、だましのプロ集団!

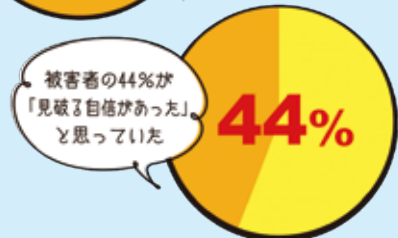
高齢の親を狙う、この手口に注意!

オレオレ詐欺

息子や孫になりすまし、「会社のお金が入ったカバンをなくした」「今すぐお金が必要」など、様々な嘘をついてお金を要求します。「風邪をひいて声がかかった」「携帯をなくしたから番号がかかった」というのもよくあるキーワードです。

還付金等詐欺

市役所や税務署などの職員のふりをした犯人から「払い過ぎた医療費や税金があります。お金が返ってくるので、キャッシュカードを持ってATMに行ってください。」などと電話が来てATMに行った後、犯人と携帯電話で話しながらATMを操作すると、お金を振り込んでもらうつもりが、いつの間にか自分の口座から犯人の口座にお金を振り込む手続きをさせられる、という手口です。



出典「特殊詐欺被害者に対する調査結果」(平成28年2月17日長野県警察本部生活安全企画課)

多くの方は、「自分に限って騙されることはない」という自信を持っていながら、被害に遭っています。「気を付けてね」「わかってるよ」といった程度のコミュニケーションでは、被害は防げません!親子で一緒に、手口を知り対策を考える必要があります。

くらし・なんでも相談

シリーズ No.67



山口正人 特定社会保険労務士

残業時間について・65歳以上の雇用保険について



分の休憩時間が必要となり、あと15分の休憩時間を労働時間の途中で与えなければなりません。残業が発生したときの休憩時間にも注意してください。

【事例①】

残業代の計算がおかしいと思ひ会社に聞いたところ、「残業時間は30分未満を切り捨てる決まりになっているから」といわれました。また、当番制で朝早く出勤し清掃を行っています。その時間も労働時間の対象外ともいわれました。この会社では、お昼休みも訪問客が来たらお茶出しなどの対応をしなければなりません。法的に問題ではないでしょうか。

【回答】

労働時間の計算は、1日ごとに分単位で行わなければなりません。ただし、日々分単位で計算したものを合計した際に、30分未満の端数がある場合は切り捨てても良いことになっています（昭和60・3・14基発150号）。したがって、毎日30分未満を切り捨てることは労基法違反となります。朝清掃の時間が労働時間であるかは、当番制で行うことを誰が決めたのがポイントです。会社の取り決めで行っているのであれば業務命令であり、賃金の支

払（法定労働時間を超える場合は割増賃金も）が必要です。しかし、社員間で自主的に行っているのであれば、賃金の支払は原則不要と思われます。ただし、表面上自主的に行われていても、それが会社の暗黙のルールとして実質強制的なものであれば労働時間とみるべきでしょう。

休憩時間は労働から離れることを保障されている時間です。お昼休み中の訪問客に備えるよう会社から命令されている「手待ち時間」ですから、休憩はとれないこととなります。ご質問のケースでは、労働時間として賃金請求権が発生すると思われませんが、ただ賃金を払えば済むということではなく、休憩がない状況が法的に問題ですので、健康配慮の上でもしっかりと休憩がとれるように改善することが必要です。

なお、労基法34条では、労働時間が6時間を超えた場合は45分、8時間を超えた場合は60分の休憩時間を労働時間の途中で与えるよう規定しています。1日8時間の所定労働時間の場合45分の休憩時間を設定すれば良いのですが、もし残業すると労働時間が8時間超となるため60

【事例②】

今年から、65歳以上でも雇用保険に入ることができるようになったようですが、その内容について教えてください。

【回答】

平成29年1月1日より、65歳以上の人も雇用保険に加入できるようになりました。加入要件は①1週間の労働時間20時間以上②継続して31日以上雇用見込みありの二つを満たす人となり、年齢の基準がなくなりました。勤務した時に65歳以上で雇用保険に入らなかった人については、平成29年1月1日付で雇用保険に新たに加入する手続きが必要です。該当する従業員がいる場合には、事業主が資格取得届を管轄のハローワークへ本年3月31日までに届け出なければなりません。ただし、65歳になる前に雇用保険に加入していた人で65歳以降も継続して勤務している場合は、特に手続きは必要ありません。

雇用保険料の徴収については高年齢者の免除制度があり、今回加入する人の給料からの保険料控除は必要ありません。高年齢者免除制度とは、64歳に達した翌年度の4月から事業主と被保険者の負担する雇用保険料の徴収を免除する制度です（短期雇用被保険者と日雇労働被保険

者は除きます）。現時点でいえば、平成28年4月1日現在で64歳以上（昭和27年4月1日以前生まれ）の雇用保険被保険者が対象となり、平成28年の4月支給給与から保険料控除が不要です。高年齢者が現在雇用保険に加入しているかは、ハローワークで雇用保険被保険者台帳をプリントしてもらい事業主が確認します。今回の法改正により加入手続きが必要な人のほか、免除対象者などに誤って保険料控除をしている人、免除対象者でないのに保険料を控除していない人などの事務誤りも見見することがあります。

なお、高年齢者免除制度は平成31年度（平成32年3月31日まで）で廃止されることが決まっております。平成32年度以降は、64歳以上のすべての雇用保険被保険者も事業主とともに雇用保険料を負担するようになります。

毎月第2土曜日は、弁護士司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談

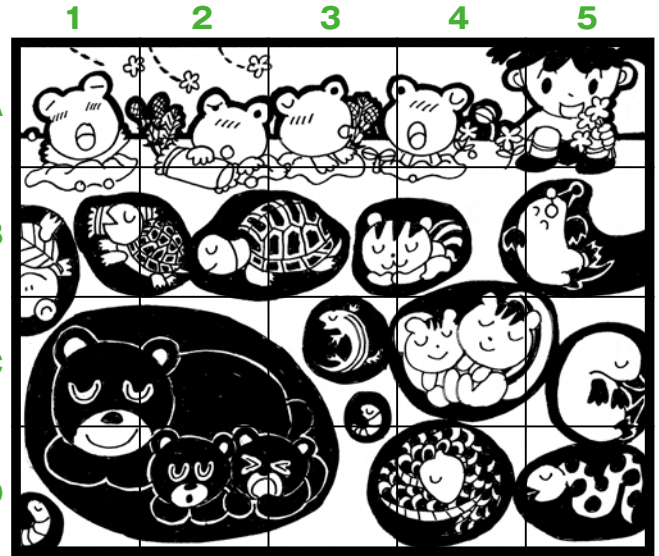
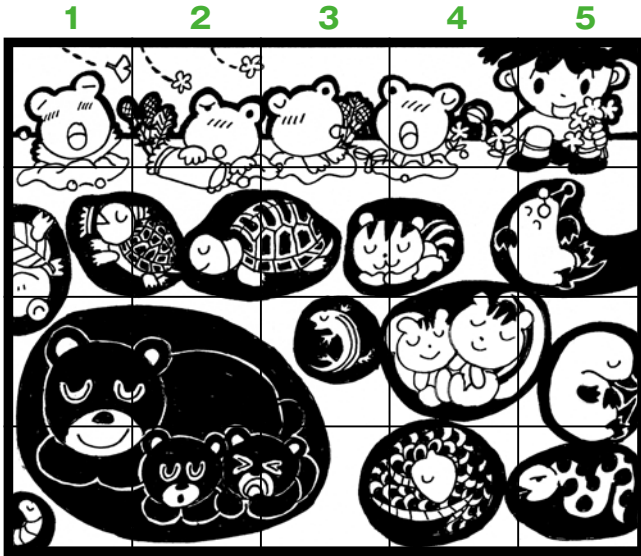
くらし・なんでも相談。ほっとダイヤル 0120-36-9026



ご家族で楽しむ

8つのまちがいさがし

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。



(画：ろうきん 西澤 修氏)

プレゼントの応募方法は、FAXとホームページからも応募できます。

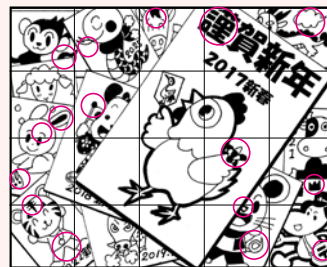
- ★その1 長野県労福協のホームページ下のバナーから応募ください。
- ★その2 FAX番号 026(232)6672
- ★その3 官製はがき (宛先は表紙にあります。) いずれの方法による応募の場合も次の項目を必ずご記入ください。
- クイズの答え (8つ)
- 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先。
- 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(1,000円分)をプレゼント。
- 締切り4月7日

プレゼントの応募方法



http://www.lsc-nagano.or.jp/

前回の正解は



- <1,000円> 10名
 上野あやみ(木曾町)
 松田 浩一(箕輪町)
 中村 克(阿南町)
 松沢美恵子(飯田市)
 高橋 潔(安曇野市)
 三矢 麻衣(上田市)
 近藤 有美(松本市)
 稗田 淳子(千曲市)
 宮澤 成人(長野市)
 荻原 良太(佐久市)
- <5,000円> 1名
 笠原ふき子(岡谷市)

日々是好日

まだまだ寒い日もあるが、日を増すごとに暖かくなってきたように感じ、季節が冬から春に確実に変わってきた。それにつれて朝、布団から出るのが悩ましい時期でもある。中学校の国語で習った中国の詩人、孟浩然の『春暁』を思い出す。

春眠不覚曉 処処聞啼鳥
夜来風雨声 花落知多少

特に1行目の「春眠暁を覚えず」の言葉は誰もが知ってであろうと思うし、またこの時期、誰もが体験することであろう。

さてこの句の最後の行に『花』の文字が出てくるが、この花は何の花かご存知でしょうか。日本人の感性からすると、春の花は桜をイメージしてしまうが、正解は桜ではなく、中国における春の花は、桃若しくは椿の花であるそう。日本人の考えには出てこない春の花である。ちなみに現在、日本の歌でタイトルに桜の付く楽曲が一二〇〇曲以上あるそう。日本人の桜に対する思いがいかに強いかわかる。

また、幕末から明治時代の漢学者である草場船山も、中国と日本の春の花の違いについて歴史を踏まえ、詠んでいる。

西土牡丹徒自誇 不知東海有名葩
徐生当日求仙処 看做祥雲是此花

ここ最近、近隣諸国との軋轢が増え、杞憂することが多くなってきた。話し合いの中で使われる同じ言葉でも、歴史や文化・地勢の違いでとらえる意味が違ってくることもあり、お互いを理解するには、そのひとつと一言に十分な思慮が必要だと痛感させられる。

そして『桜』と言えば、お花見(宴)。早く来ないか待ち遠しい。(雅)

